

草加市地区計画区域内における建築物の 緑化率の最低限度に関する条例の概要

1 条例制定の目的

草加柿木産業団地地区内における緑化率の最低限度を定め、産業団地として適正な土地利用を誘導し、周辺環境等の自然と調和した緑豊かで良好な都市環境を確保することが目的です。

2 緑化率

3,000 m²以上の敷地の建築物について、緑化率を25%以上とします。

3 罰則

緑化条件に違反している者、緑化施設について虚偽の報告をした者又は立入検査を拒んだ者等は、30万円以下の罰金に処するものとします。